

特定非営利活動法人しろい地図

放課後等デイサービス アイアム

利用契約書



# アイアム（放課後等デイサービス）利用契約書

契約者である \_\_\_\_\_（以下、【契約者】とする）と、特定非営利活動法人し

ろい地図（以下【法人】とする）は、放課後等デイサービス事業所アイアム（以下【事業所】とする）

が、利用児童である \_\_\_\_\_（以下、【利用児童】とする）に対して行う放課

後等デイサービス（以下【事業】とする）について、次のとおり契約します。

## 第1条（契約の目的）

- 1、この契約は、契約者および利用児童へ児童福祉法や関係各法に基づいた事業を提供し、利用児童の意思及び人格を尊重し、利用児童の立場に添った適切な事業を行います。
- 2、事業所は、障がいを持った利用児童に調理、家事、清掃、地域における活動などを通じて、家庭や地域において認められる・褒められる・必要とされる存在となるような取り組みを目標として支援を行います。

## 第2条（契約期間）

- 1、この契約の契約期間は、2022年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から、受給者証等に記載された障害児通所給付費支給期間満了日までとします。
- 2、契約満了の前日までに、契約者から事業所に対して文書またはPCメール等によって契約終了のお申し出がなく、継続して支給決定がされた場合、契約は更新されるものとします。

## 第3条（事業の内容）

- 1、事業所は、第4条に定める個別支援計画に基づいて、別紙【重要事項説明書】に記載された事業を提供します。
- 2、事業所の利用に関する内容は、重要事項説明書に記載されているとおりです。  
事業所は重要事項説明書に定めた内容について、あらかじめ契約者へ説明し、同意を得るものとします。
- 3、事業所は、利用児童または他の利用児童の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合をのぞき、身体拘束は行いません。  
なお、やむを得ず身体拘束を行った場合には、身体拘束の状況や時間、前後の心身の状態などを記録し、契約者またはその家族へ報告します。

#### 第4条（個別支援計画の作成）

- 1、事業所は、保護者及び児童の意向、児童の個性、性格、長所や短所、趣味・趣向などを踏まえた支援計画を作成し、計画に沿った支援を行います。
- 2、事業所は、契約者およびその家族等との面談により実施状況を把握し、6ヶ月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて内容の変更を行います。
- 3、個別支援計画は、その内容について契約者に説明し、文書によってその同意を得ます。計画については書面でお渡しし、同意を得られた場合サインと捺印をしていただきます。
- 4、ただし、個別支援計画に記載された内容であっても、活動開始時に利用児童の納得が得られない場合は、活動内容を変更する場合があります。

#### 第5条（活動内容）

- 1、事業所は将来の地域生活を見据えた家事活動を中心に、利用児童に合わせた活動を検討し、検討した活動を提供します。
- 2、事業所は事前に活動内容を説明し、納得が得られた活動を提供するように努力します。
- 3、事業所は利用児童の体調および精神状態によって、活動内容等を急遽変更する場合があります。

#### 第6条（利用料）

- 1、利用料は重要事項説明書の定めたとおり、給付費に該当するもの（1割負担）と実費負担となるものの合計になります。
- 2、お支払い方法などは重要事項説明書に記載されたとおりになります。

#### 第7条（安全管理）

- 1、事業所は利用児童が安心・安全に利用できるように配慮を行います。
- 2、事業所は予測による予防を心掛けるために、過去に起こったトラブルやパニック状態の様子などの情報を聞き取ります。
- 3、事業所は緊急やむを得ない場合、他に代替できる行動がなく、利用児童の身体の安全やその権利を侵害する可能性がある場合、身体拘束や活動制限をすることがあります。

#### 第8条（緊急事態の対応）

- 1、事業所は、自然災害やその他緊急事態について定めたマニュアルに応じて行動します。ただし、児童の安全を最優先とし、その場の判断を優先させる場合もあります。
- 2、事業所は、管理者の判断によって当日の利用継続が難しいと判断した場合、契約者およびその家族等に連絡し、その後の対応を協議することがあります。
- 3、事業所は、利用児童の健康状態が急変した場合、主治医に連絡をとるなど必要な処置を行うとともに、あらかじめ伺った連絡先に速やかに連絡させていただきます。

## 第9条（秘密の保持）

- 1、事業者及びその従業者は、サービス提供をするうえで知り得た契約者、利用児童及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。
- 2、他機関より情報の提供を求められた場合、契約者の同意が得られた場合のみ情報を公開させていただきます。
- 3、その他個人情報を使用する場合には、その目的や使用範囲を明確にした上で、事前に説明をさせていただきます、同意をいただいでから使用するものとします。
- 4、秘密保持の期間は契約終了後も継続するものとします。

## 第10条（虐待防止）

- 1、事業所は利用児童の身体的・精神的な苦痛を生じる虐待を予防するために、虐待予防に関する取り組みを積極的に行うものとします。
- 2、虐待と思われる事態が生じた場合、適切な事実確認を行った上、契約者および関係機関等へ状況の説明を行い、情報の共有を図るものとします。

## 第11条（契約の終了）

- 1、契約者は30日以上予告期間をおいて、文書およびPCメール等によって事業所へ通知することによって、この契約を解除することができます。
- 2、前項にかかわらず、事業所が次の各号に該当する行為を行った場合には、契約者はただちにこの契約を解除することができます。
  - ①事業者が正当な理由なく、契約に定めた事業を実施しない場合。
  - ②事業所が関係各法や社会通念に逸脱する行為を行った場合。
  - ③他の利用児童が生命・身体・財産・信用・権利等を傷つけた場合、またその可能性が高い場合において、事業所が適切な対応をとらない場合。
- 3、事業所はやむを得ない事情がある場合には、契約者に対して30日間の予告期間をおいてその理由を明記した文書を通知することによって、この契約を解除することができます。
- 4、前項にかかわらず、契約者および利用者が次の各号に該当する場合には、事業者はただちにこの契約を解除することができます。
  - ①契約者が事業者を支払うべき利用料金を3ヶ月以上滞納し、故意に支払いがない場合。
  - ②利用児童または契約者が、故意または重大な過失によって事業者もしくはサービス提供従事者に生命・財産・信用・権利等を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情が生じ、その改善の見込みがない場合。
  - ③利用児童またはその契約者が、この契約を継続できないような背信行為を行ったと判断した場合。
  - ④天災および災害その他やむを得ない事情により、事業所を利用することが出来ない場合。
  - ⑤最終利用日から3ヶ月間利用実績がない等、利用継続の意思が確認できていない場合。

## 第12条（損害賠償）

- 1、事業所は事業の実施によって事故が生じた場合には、速やかに契約者およびそのご家族、関係市町村に連絡し、必要な措置を講じます。
- 2、事業所は賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに損害賠償するものとします。

## 第13条（記録の保存）

- 1、事業所は関係各法に定められた記録を整備し、契約終了後から5年間保存します。
- 2、契約者はこの記録を閲覧することができます。詳細は重要事項説明書に定めます。
- 3、契約者はこの記録を複製し、受け取ることができます。ただし印刷や複製に関して費用が生じた場合、その費用を負担していただきます。

## 第14条（苦情の解決）

- 1、契約者は、事業所の提供する事業について苦情を申し立てることができます。
- 2、事業者は苦情が申し立てられた場合、速やかに事実関係を確認し、改善の必要性およびその内容を契約者へ明確に説明するものとします。
- 3、事業者は、苦情の申し立てを理由として、契約者および利用児童に対して不利になるようなことは致しません。

## 第15条（その他）

- 1、この契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、関係各法の定めるところに従います。
- 2、この契約に定められていない事項について協議が必要な場合、契約者・事業者共に誠意を持って協議することとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者・事業所が記名捺印の上、  
各 1 通を保有するものとします。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

契約者住所：\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

契約者氏名：\_\_\_\_\_ 印

利用児童住所：\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

利用児童氏名：\_\_\_\_\_

法人住所： 神奈川県横浜市港南区笹下 7-19-1 \_\_\_\_\_

法人名称： 特定非営利活動法人しろい地図 \_\_\_\_\_

事業所名称： アイアム \_\_\_\_\_

代表者名： 管理者 功刀 歩 \_\_\_\_\_ 印